

お知らせ 海田町役場休日窓口開庁日

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627



- 今月の休日開庁日 4月11日(土)
 - 開庁時間 8時30分～17時15分
 - 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
- ※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
- ※旅券の申請・戸籍などの発行は、一部受け付けができない場合があります。(住所や本籍が海田町にない人の申請など)
- ※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付にかかる臨時窓口を毎月第4木曜日(祝日を除く)に開設します。

- 今月の臨時窓口 4月23日(木) 17時15分～19時
- 場所 住民課(役場2階)

※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。

お知らせ 「くらし応援金」を支給します

問 くらし応援金コールセンター
☎050-1784-6280

- 食料品価格などの物価高騰による影響を受けた生活者を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用して、「くらし応援金」(現金)を支給します。
- 対象者 令和8年2月1日時点で、海田町の住民基本台帳に記録されている人
 - 支給額 一人当たり8,000円
※世帯人数分をまとめて世帯主口座に振り込みます。
 - 書類の発送について 3月中旬から、対象となる世帯宛てに海田町から書類を発送しています。
- 口座の登録や辞退などの手続きが完了していない場合は、書類に記載の方法により手続きを行ってください。
- ※対象に該当すると思われるにもかかわらず、書類が届いていない場合は、上記コールセンターまで問い合わせください。
- 振り込みについて 手続きが不要なおよび必要な手続きが完了した人から、4月中旬以降、順次指定口座に振り込みを行います。

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

※二次元コードを読み取るか、
「海田町 応援金」で検索してください。



お知らせ 国民健康保険の加入や脱退の届け出や国民年金の加入の手続きは忘れずに!

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

- 次のような場合、国保加入の届け出が必要です
 - ・他の市町村で国民健康保険だった人が転入したとき
 - ・退職などで職場の健康保険をやめたとき
 - ・家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたときなど
- 次のような場合、国保脱退の届け出が必要です
 - ・他の市町村に転出するとき
 - ・就職などで職場の健康保険に加入したとき
 - ・家族の職場の健康保険などの被扶養者になったときなど
- 次のような場合、国民年金の加入の手続きが必要です
 - ・20歳以上60歳未満の人が会社を退職したとき
 - ・退職した配偶者に扶養されていたとき

くわしくは年金機構
ホームページを確認
してください。



国民健康保険



国民年金

お知らせ 令和8年度海田町創業支援補助金

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152 FAX.823-9203

町内で創業3年以内の中小企業者に対して、創業時にかかる経費の一部を補助します。

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

- 申し込み 4月1日(水)～5月20日(水)



お知らせ 令和8年度海田町新規店舗出店等促進補助金

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152 FAX.823-9203

実績のある事業者が町内での新規店舗出店や既存事業から特定の業態への展開を行う際に必要な設備投資にかかる経費の一部を補助します。

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

- 申し込み 4月1日(水)～6月23日(火)



お知らせ 林野火災警報などが新設されます

問 防災課(役場3階)
☎823-9208 FAX.823-7927

4月1日(水)より林野火災注意報、林野火災警報が新設・運用開始されます。くわしくは海田町ホームページを確認してください。



お知らせ 令和8年4月からの相談事業所の運営事業者が決定しました

問 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627
健康づくり推進課(役場2階) ☎823-4418 FAX.823-0020

相談内容に応じて、連携しながら包括的な支援を行いますので、一人で悩まず気軽に相談してください。

	海田町障がい者 基幹相談支援 センター	海田町ひきこもり 相談支援センター	海田町くらしの 安心・サポート センター
相談内容	障がいに関する相談 (手帳の有無や障がいの種別は問いません)	ひきこもり、不登校に関する相談	経済的に不安を抱えるなどの自立相談支援
相談窓口	運営法人	特定非営利活動法人 FOOT&WORK	(株)アソウ・ヒューマニーセンター
	所在地	海田町堀川町4番12号	海田町堀川町4番12号
	電話	573-7290	573-0802
	FAX	573-7363	573-7363
	メールアドレス	soudan@footandwork.com	shien@footandwork.com
相談時間	月～金曜日、8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)		
相談方法	電話、来所、メール		

お知らせ 広島県都市再開発の方針に関する都市計画素案について

問 まちデザイン課(役場3階)
☎823-9634 FAX.823-9203

都市再開発の方針に関する都市計画を広島県が決定するにあたり、この素案の閲覧と公聴会を行います。

広島圏都市計画区域

- 閲覧期間 4月14日(火)～4月30日(木)
(開庁日を除く平日の8時30分～17時15分)
- 閲覧場所 広島県土木建築局都市計画課、西部建設事務所、海田町建設部まちデザイン課
- 公聴会開催 日時/5月27日(水) 14時～16時まで
場所/JMSアステールプラザ中ホール
(広島市中区加古町4-17)
- 公述の申し出方法 公述を希望される人は、住所、氏名および電話番号並びに述べようとする意見の要旨およびその理由を記載した公述申出書を閲覧期間中に広島県知事(広島県土木建築局都市計画課宛)に提出もしくは各閲覧窓口に持って来てください。
- 提出先および問い合わせ先 広島県土木建築局都市計画課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
☎513-4117(ダイヤルイン)

ホームページアドレス
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/kouchoukai-hiroshimakensaikaihatsu.html



お知らせ 学生納付特例制度のご案内

問 広島県年金事務所 ☎253-7710
住民課(役場2階) ☎823-9206 FAX.823-9627

国民年金に加入している学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。制度の利用を希望する場合は、年度ごとの申請が必要です。

令和8年度分の申請が、4月から受け付け可能になります。

- 対象者 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業1年以上である課程)、その他教育施設などの在学者
- 学生納付特例の承認期間 4月～令和9年3月
- 受付 住民課または年金事務所
マイナンバーカードを使ってマイナポータルでの電子申請
- 持ち物 年金手帳または基礎年金番号通知書、本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)、表裏のコピーをした学生証または在学証明書の原本



お知らせ 固定資産税に係る縦覧および閲覧

問 税務課(役場2階)
☎823-9245 FAX.823-9627

縦覧とは、納税者が自己の所有する資産以外の資産の価格などを縦覧帳簿で確認できる制度です。

- 縦覧できる人 町内に所在する土地または家屋に課する固定資産税の納税者、納税管理人など
 - 縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)
8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
 - 縦覧場所 税務課
 - 縦覧に必要なもの 固定資産税納税通知書または顔写真付身分証明書
- 閲覧とは、自己の資産について記載された固定資産課税台帳を確認できる制度です。借地人、借家人は、その対象となる部分を確認できます。
- 閲覧できる人 町固定資産税納税義務者、納税管理人、借地人、借家人など
 - 閲覧期間 4月1日(水)以降
8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
 - 閲覧場所 税務課
 - 閲覧に必要なもの
 - ・固定資産税納税義務者または納税管理人/顔写真付身分証明書
 - ・借地人、借家人/賃貸借契約書、顔写真付身分証明書

※縦覧または閲覧ができる人から委任を受けた代理人は、前述のものに加えて委任状が必要です。